

諮問 第 537 号  
環自野発 第 2010123 号  
令和 2 年 10 月 12 日

中央環境審議会  
会長 武内 和彦 殿

環 境 大 臣  
小 泉 進 次 郎  
( 公 印 省 略 )

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化につき講ずべき措置並びに鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針について（諮問）

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 41 条第 2 項第 2 号及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 3 条第 3 項の規定に基づき、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化につき講ずべき措置並びに鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針の見直しについて、貴審議会の意見を求める。

（諮問理由）

平成 26 年 5 月に鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「法」という。）が改正され、平成 27 年 5 月に施行された。この際、改正法附則第 18 条において「政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と定められている。

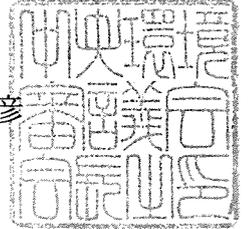
また、法第 3 条第 3 項の規定に基づき、鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針を定め、又は変更しようとするときは、中央環境審議会の意見を聴かなければならないこととされている。

このため、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化につき講ずべき措置並びに鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針の見直しについて、貴審議会の意見を求める。

中環審第1139号  
令和2年10月13日

中央環境審議会 自然環境部会  
部会長 武内 和彦 殿

中央環境審議会  
会長 武内 和彦



鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化につき講ずべき措置並びに鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針について（付議）

令和2年10月12日付け諮問第537号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、自然環境部会に付議する。